

地

域

再

生

制

度



はじめに

平成26年の「まち・ひと・しごと創生法」の制定以降、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるとともに、ほぼ全ての地方公共団体において「地方版総合戦略」が策定されており、国・地方における地方創生の取組が本格的に進められているところです。

「地域再生制度」は平成17年から開始されましたが、平成26年以降5度の法改正を行い、地方創生の推進のための有用なツールとして、その役割は大きくなっています。

「地方創生」と一口に言っても、「しごとの創出」、「人の流れの創出」、「結婚・出産・育児の希望の実現」、「時代にあった地域づくり」とその目標は多岐にわたります。地域再生制度はそれらを実現する具体的な取組を支援するためのメニューを取り揃えています。

本パンフレットは、地域再生制度を用いてどのように地域における地方創生の取組を推進できるのかをご案内するものです。地域における課題の解決に資するよう、課題ごとに代表的な支援措置を並べる形で構成されています。地域の課題解決のためにどのような支援メニューを活用できるのかといった観点から今後の参考としていただければと思います。

令和3年7月
内閣府地方創生推進事務局

目次

地域再生制度とは

- 地域再生制度の概要 4
- 地域再生計画の認定プロセス 4

地方版総合戦略に基づく事業を幅広く支援します

- 地方創生関係交付金 6
- 企業版ふるさと納税 9

農山漁村・中山間地域の取組を支援します

- 「小さな拠点」の形成支援 10
- 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例措置 12
- 「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進 13

地域産業の振興を支援します

- 本社機能の移転・拡充を地方で行う事業者に対する特例 14
- 地域再生支援利子補給金 15

地域の賑わい創出を支援します

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度 16
- 商店街活性化促進事業計画に基づく措置 17
- PFI推進機構による公的不動産活用コンサルティング支援 17

多世代型のまちの形成を支援します

- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 18
- 地域住宅団地再生事業に基づく特例等 19

地域再生を後押しする仕組み

- 地域再生協議会 20
- 新たな措置の提案 20
- 地域再生推進法人 21

参考資料

- 地域再生計画と連動する施策 22

コラム

- 地域再生制度のあゆみ 5
- 補助対象施設の有効活用 13
- 職員の派遣 15

地域再生制度とは

地域再生制度の概要

近年、急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化しています。こうした中、地域の活力の向上及び持続的発展の観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図り、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用し、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進することが重要となっています。

地域再生制度は、こうした現状認識の下、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行う目的で、平成17年度に創設されました。平成26年以降5度の法改

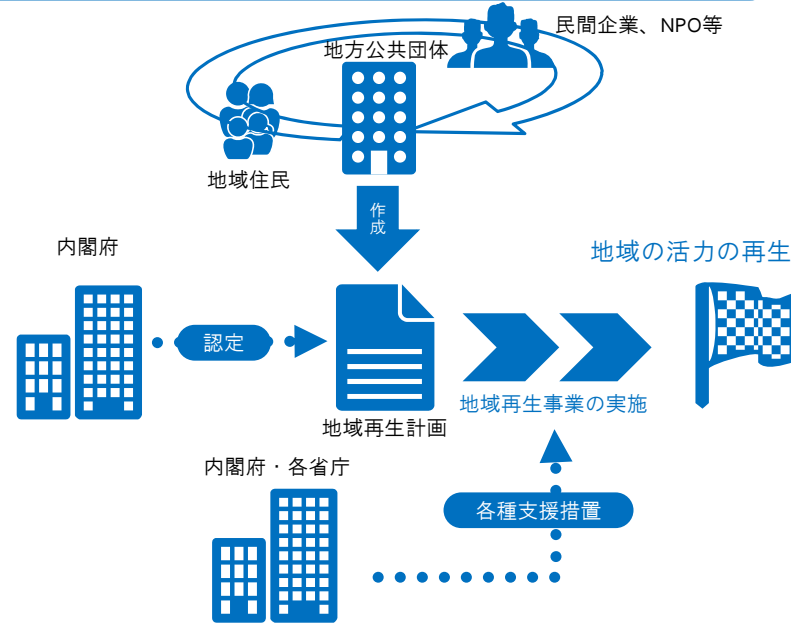
正を行い、地方創生の推進のための有用なツールとして、その役割は大きくなっています。

地域再生制度では、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて、国が支援措置のメニューを整備します。

地方公共団体は、地域住民や民間企業、NPO等といった関係者・関係機関等と連携し、自らの地域の取組に必要な支援措置を記載した地域再生計画の認定を受け、地域再生の実現を目指します。

また、関係者・関係機関等は、地域再生計画を作成することを地方公共団体に提案することができます。

これまで、数多くの地方公共団体による地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受け、国の支援措置を活用しながら地域再生事業を実施しています。



コラム① 地域再生制度のあゆみ

平成17年地域再生法制定
 > 地域再生本部の設置 など

平成19年改正
 > 地域再生協議会制度の創設 など

平成20年改正
 > 地域再生利子補給金制度の創設 など

平成24年改正
 > 特定地域再生制度の創設
 > 地域再生推進法人制度の創設 など

平成26年改正
 > 提出・認定手続のワンストップ化
 > 農地転用許可の特例の創設 など

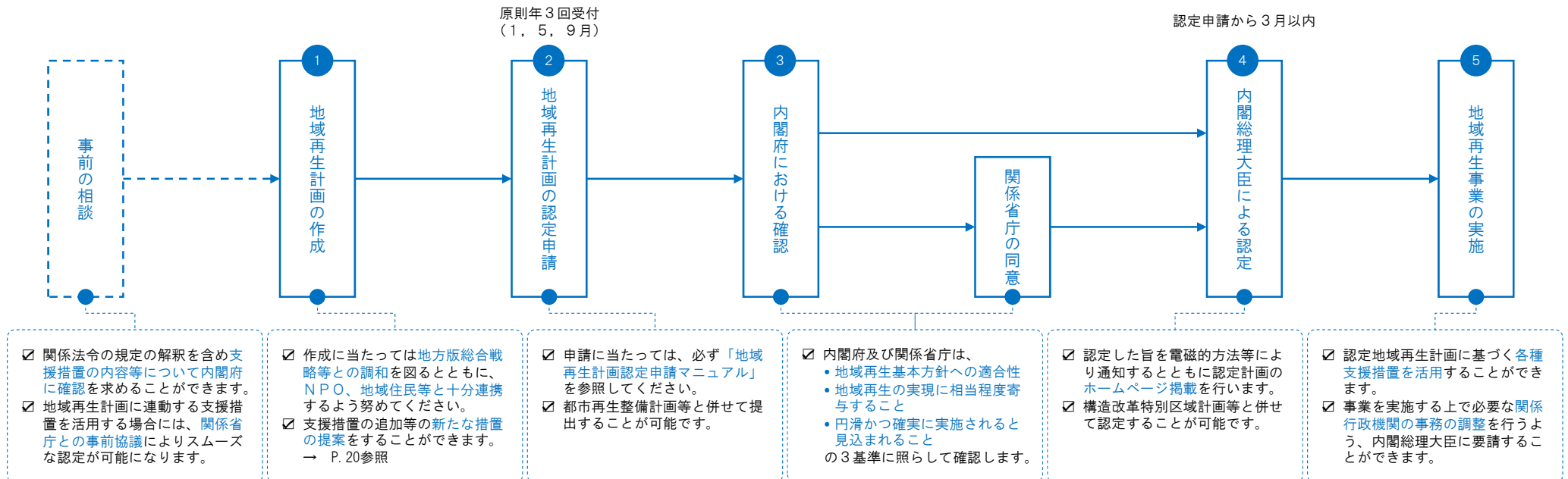
平成27年改正
 > 地域再生土地利用計画の作成による特例創設
 > 企業の地方拠点強化税制の創設 など

平成28年改正
 > 地方創生推進交付金の創設
 > 企業版ふるさと納税の創設
 > 生涯活躍のまち形成支援の特例創設 など

平成30年改正
 > 企業の地方拠点強化税制の拡充
 > 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設
 > 商店街活性化促進事業制度の創設
 > 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充 など

令和元年改正
 > 地域住宅団地再生事業に基づく特例等の創設
 > 移住者に対する空き家・農地の取得の特例の創設
 > PFI推進機構の業務の特例の創設 など

地域再生計画の認定プロセス

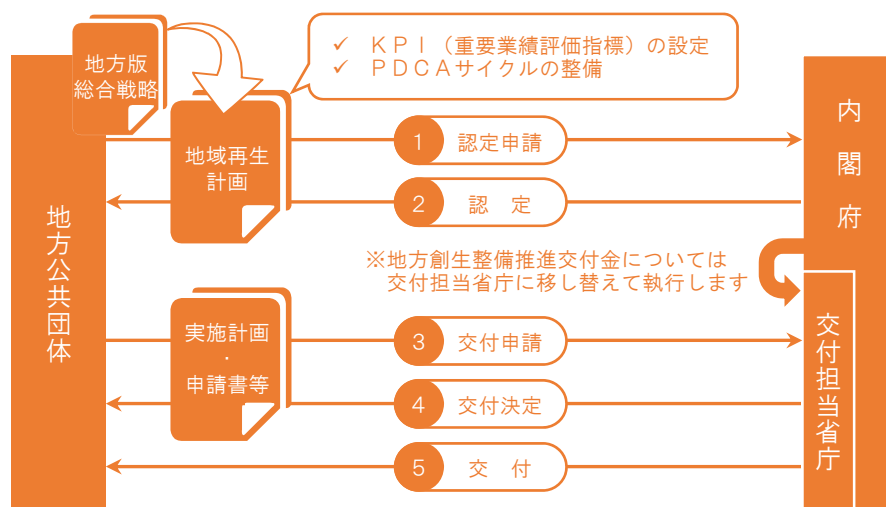


地方版総合戦略に基づく事業を幅広く支援します

地方創生関係交付金

地方創生関係交付金は、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を複数年度にわたり安定的・継続的に支援することにより、地方創生の深化・高度化を促すものです。地方公共団体は、地方版総合戦略に記載された事業を盛り込んだ地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該事業について、予算の範囲内で**地方創生関係交付金**の交付を受けることができます。

地方公共団体が実施しようとする事業に応じて、**地方創生推進交付金（ソフト事業中心）**、**地方創生拠点整備交付金（施設整備事業中心）**、**地方創生整備推進交付金（公共事業）**があります。



● 対象となる「先導的な事業」とは？

事業ごとの性質を踏まえつつ、具体的には以下のような要素を有する事業が対象となります。



自立性

事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。

地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資、出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。

官民協働

地域間連携

単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。

複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること、または利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

政策間連携

● 対象事業

地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金（対象事業例）

(1) しごと創生

【中堅・中小企業支援事業】

優れた技術やノウハウを有し、成長余力のある地域の
中堅・中小企業の発掘・成長の支援に資するよう、将来を見
据えた国内外のニーズ情報の収集や、関心のある企業等と
のマッチング支援、新商品開発支援等を行う事業。

【生産性向上・システム化支援事業】

農林水産業の生産性向上に資するよう、省力化機械の導
入等による生産基盤の強化、労働力不足解消や多様な人材
の活躍を可能とするロボット技術・ICT技術等の活用の試
行、技術・ノウハウ等の普及・啓発、経営感覚を持った担
い手の育成・確保等を行う事業。

(3) 働き方改革

【長時間労働抑制・WLB推進事業】

地域働き方改革包括支援センターの設置や働き方改革ア
ドバイザーの養成・派遣によるアウトリーチ支援等により、
仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備や、ワーク
・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、若者の雇用
対策の推進など、地域特性に応じた取組を進める事業。

【女性活躍支援事業、子育て・介護支援事業】

地域における女性の活躍推進や、仕事と子育て・介護と
の両立に向け、女性の復職に係る研修会を通じた企業経営
者の意識改革や、専門家による女性の雇用環境改善に向け
たアドバイス等の企画・遂行、両立支援の環境整備等を進
める事業。

(2) 地方への人の流れ

【移住相談・地域プロモーション事業】

地方居住の本格的な推進に資するよう、移住情報・地方
生活の魅力情報発信や相談窓口の開設、観光・教育・福
祉・農業等の各分野との連携による都市農村交流や「お試し
居住」・「二地域居住」のプログラム開発・試行、移住
者に対する就職・住居支援等を行う事業。

【移住者の暮らしの安心確保事業】

移住する中高年齢者等が、安心して「生涯活躍のまち」
において暮らすことができるよう、介護予防・健康づくり
に係るプログラム開発・提供や、買い物やモビリティに係
るサービスの企画・試行的実施等を行う事業。

(4) まちづくり

【小さな拠点等の生活拠点整備事業】

地域住民を主体とした「小さな拠点」における、取組体
制の立ち上げ、生活サービス・機能の集約確保に係る戦略
の立案、新たな生活サービスやコミュニティビジネス等の
拠点・事業を立ち上げる事業。

【まちなか再生事業】

空き家等の利活用によるまちなかの再生を促進するため、
まちづくり会社、NPO等が行政、民間事業者等と連携して、
リノベーション事業のノウハウの共有、勉強会・ワーク
ショップの開催、エリア内の不動産市場（賃料・地価等）
の基礎的調査、空き家見学会、入居希望者と空き家所有者
等とのマッチング支援等を実施する事業。

地方創生事業実施のためのガイドライン・事例集 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/jirei_index.html

地方創生整備推進交付金

(1) 道の整備

地域の雇用創出や所得向上及び地域産業の競
争力強化とともに、人口減少の著しい地域等
においては、生活圏維持に資する地域交通網への
集約・転換を図るため、市町村道・広域農道・
林道のうち、異なる2以上の施設の一体的整備
を支援します。

- ア 市町村道
- イ 広域農道
- ウ 林道

(2) 污水处理施設の整備

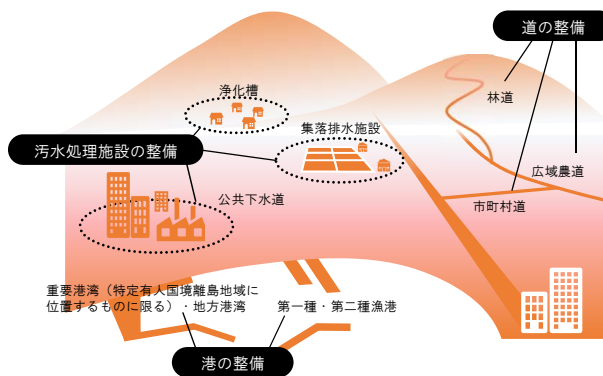
地方への新たな人の流れを作るため、生活環
境の基盤となる下水道・集落排水施設・浄化槽
のうち、異なる2以上の施設の一体的整備を支
援します。

- ア 公共下水道
- イ 集落排水施設（農業集落排水施設・漁業集
落排水施設）
- ウ 浄化槽

(3) 港の整備

地域の雇用創出や所得向上及び地域産業の競
争力強化を図るため、地域の交流促進等に寄与
する港湾・漁港の一体的整備を支援します。

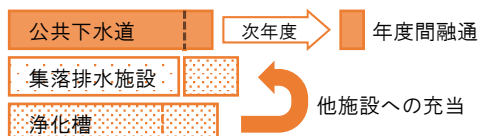
- ア 港湾施設（重要港湾（特定有人国境離島地
域に位置するものに限る）・地方港湾）
- イ 漁港施設（第一種漁港・第二種漁港）



地方創生整備推進交付金の特徴

- ① 類似施設の一体的な整備計画を認定します。
所管が複数省庁にまたがる施設を一体的に整備
することができます。
- ② ワンストップ窓口により手続の一本化が可能です。
交付申請等の手続は、地方整備局（国土交通
省）、地方農政局・林野庁・水産庁（農林水産
省）、環境省等のいずれの窓口を通じても行うこ
とができます。
- ③ 年度間融通・他の施設への充当が可能です。

（イメージ）污水处理施設の場合



● 地方創生推進交付金による移住・起業・就業支援～わくわく地方生活実現政策パッケージ～

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方へのU・I・Jターンによる起業・就業者の創出や、従前の業務をテレワークで実施しつつの移住支援を行う地方公共団体の取組を地方創生推進交付金で支援します。

起業支援金	地域の課題に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもった起業（社会的起業）を支援（最大200万円）
移住支援金	地域企業への就業や社会的起業、従前の業務をテレワークで行う移住者等を支援（最大100万円（単身の場合は最大60万円））
起業支援金	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">+</div> <div style="background-color: #f4a460; color: white; padding: 5px;">移住支援金</div> </div> 地方へ移住して社会的事業を起業した場合（最大300万円（単身の場合は最大260万円））

これらの支援金は、地方創生推進交付金の交付を受けた地方公共団体が主体となって支給するものですので、開始時期、支給額等の制度の詳細は地方公共団体により異なります。

地方創生起業支援事業の概要

都道府県が、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する方を対象に、起業のための伴走支援と事業費への助成を通して、効果的な起業を促進し、地域課題の解決を通じて地方創生を実現することを目的とした事業です。

【交付対象者】 次の①～③のすべてを満たすことが必要です。

- ① 東京圏※以外の道府県または東京圏内の条件不利地域において社会的事業の起業を行うこと。
- ② 公募開始日以降、補助事業期間完了日までに個人開業の届出または法人の設立を行うこと。
- ③ 起業地の都道府県内に居住していること、または居住する予定であること。

※東京、埼玉、千葉、神奈川

起業支援金交付までの流れ



地方創生移住支援事業の概要

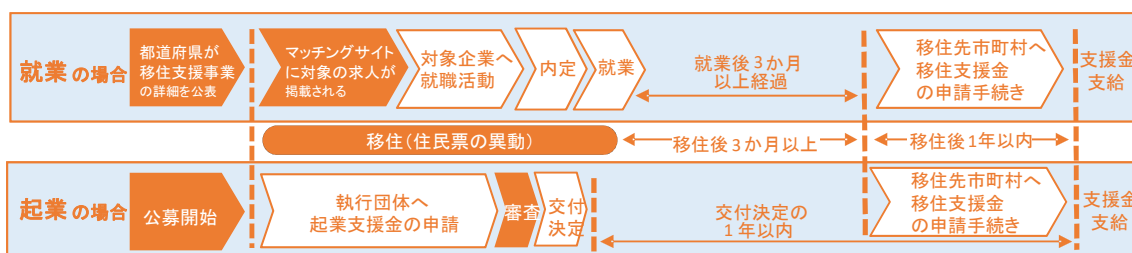
東京23区（在住者または通勤者）から東京圏外※1へ移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した企業等に就業した方、市町村特認を受けた方または起業支援事業やプロフェッショナル人材事業等の対象の方、従前の業務をテレワークで行う方に都道府県・市町村が共同で交付金※2を支給する事業です。

※1) 東京圏内の条件不利地域を含みます。 ※2) 100万円以内（単身の場合は60万円以内）で都道府県が設定する額

【交付対象者】 次の①～③すべてを満たすことが必要です。

- ① 【移住元】 東京23区の在住者または通勤者（5年以上、通学期間も加算可）。
- ② 【移住先】 東京圏以外の道府県または東京圏内の条件不利地域への移住者。
- ③ 【就業・起業】 移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイト掲載企業に新規就業した方、市町村特認を受けた方または起業支援事業やプロフェッショナル人材事業等の対象の方、従前の業務をテレワークで行う方。

移住支援金交付までの流れ

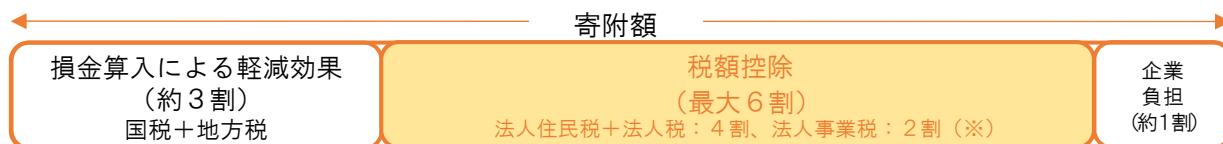


※テレワークの対象者は住民票の移動からとなります。

企業版ふるさと納税

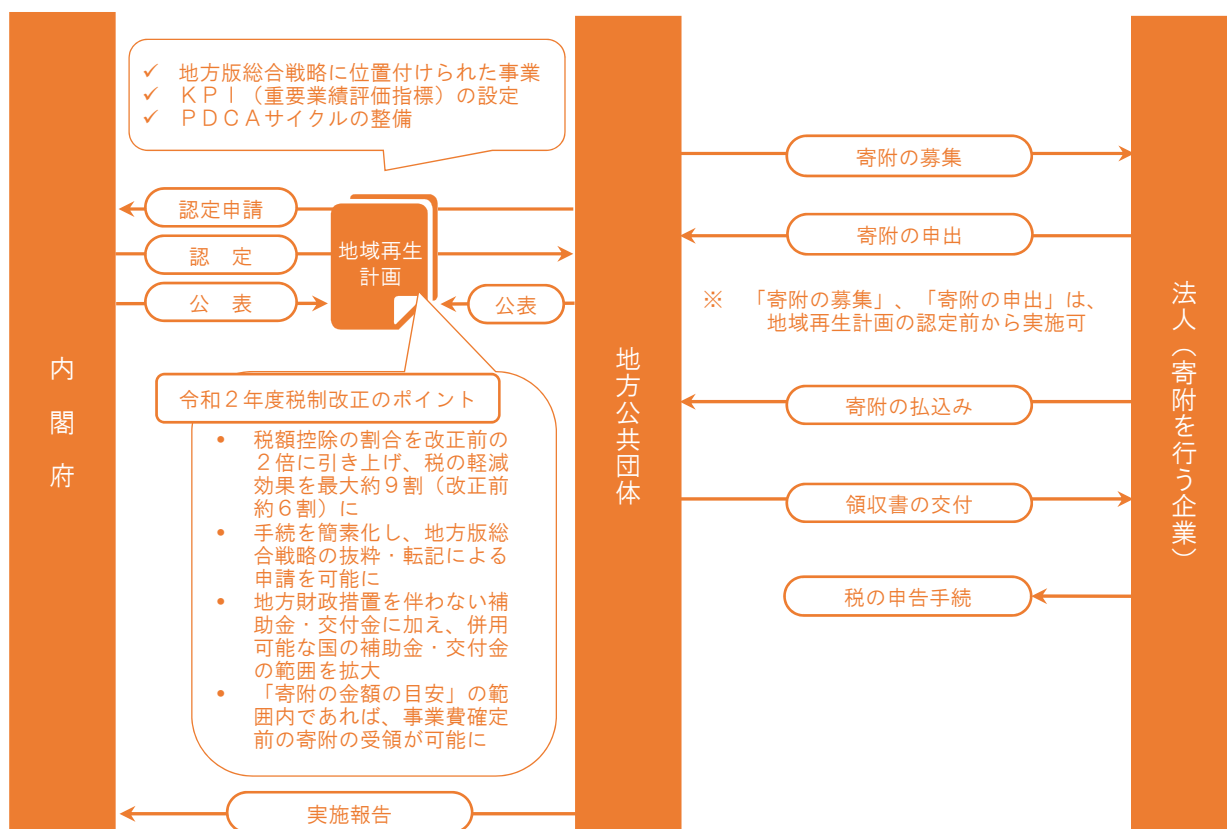
地域再生法に基づき、内閣総理大臣が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の最大6割に相当する額の税額控除の特例措置が適用され、地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減されます。

また、専門的知識を有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促す「人材派遣型」を創設（令和2年10月）し、地方創生の更なる充実・強化を図っています。



- ※ ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
 ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
 ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

企業版ふるさと納税の活用フロー



●企業版ふるさと納税活用にあたっての留意事項

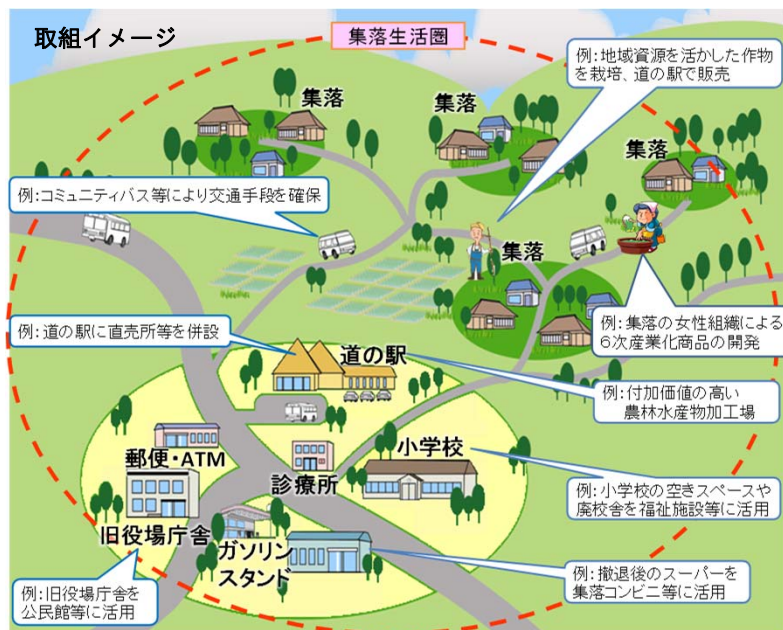
- ① 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。 ×有利な利率で貸付をしてもらう。
- ③ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象とはなりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- ④ 次の都道府県、市区町村への寄附については、本税制の対象となりません。
ア 地方交付税の不交付団体である都道府県
イ 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域※とされている市区町村
※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

農山漁村・中山間地域の取組を支援します

「小さな拠点」の形成支援

● 「小さな拠点」とは

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を「**小さな拠点**」づくりといいます。



● 財政的な支援

地方創生推進交付金については、認定を受けた地域再生計画の事業に対し交付することになります。そのほか、小さな拠点の形成のための取組に係る各省補助事業を活用する場合、地域再生計画の認定を受けることで、採択上の配慮が受けられる事業があります。

地方創生推進交付金

- 官民協働・地域間連携・政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業、先駆的・優良事例の横展開を図る事業を支援します。（※詳細についてはP. 6参照）

過疎地域持続的発展支援交付金【総務省】

- 過疎地域等の自立活性化を支援するために、以下の各事業について、その経費の全部又は一部を交付するものです。認定地域再生計画に位置付けられたものについては、交付決定団体の採択に当たって一定程度の配慮がなされます。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援します。

〈具体例〉 活性化プランに基づく日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に係る事業等

② 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等の取組を支援します。

〈具体例〉 集落等のテレワーク環境整備、オンラインでの健康相談等幅広い分野におけるICT等技術を活用した取組
地域リーダーの育成、交流、分野別の人材育成研修等の取組

③ 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援します。

〈具体例〉 定住を促進するための住宅団地の造成、市町村内に点在する空き家を活用した住宅整備等

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

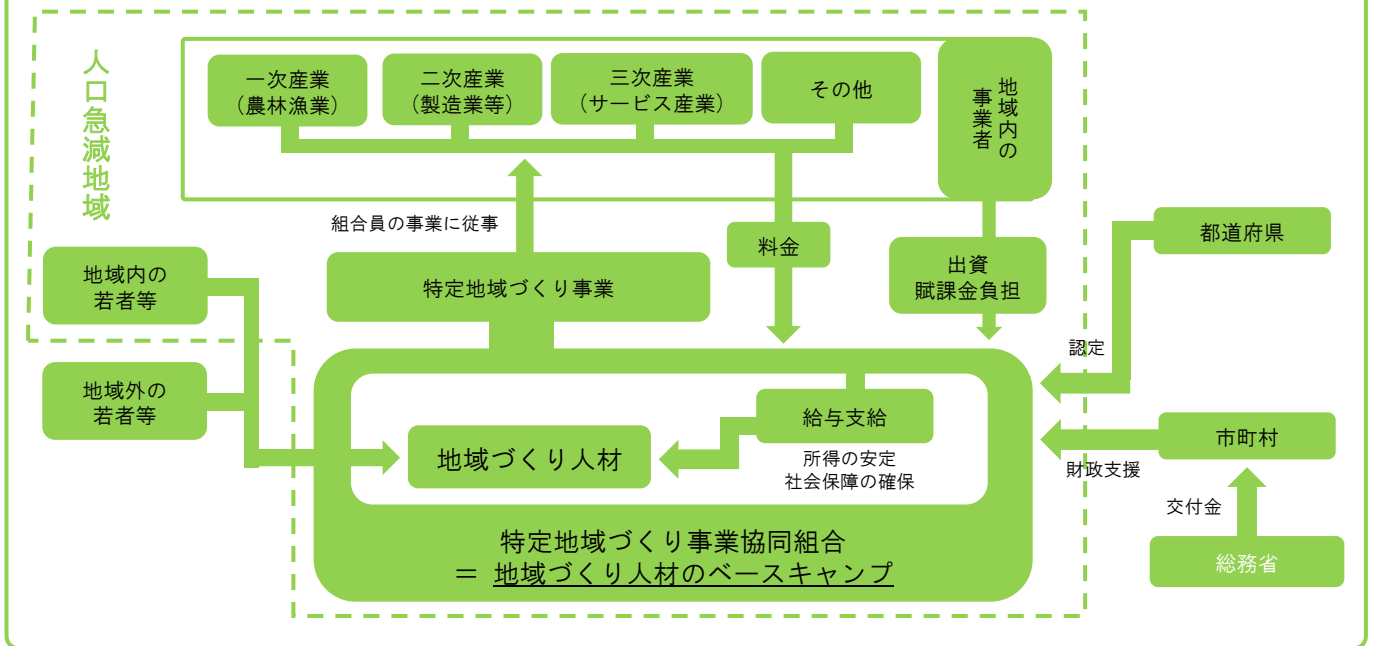
過疎市町村が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る取組を支援します。

〈具体例〉 遊休施設を活用した生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備

※ 上記のうち②～④については「小さな拠点」の形成支援を目的としたものではありませんが、「小さな拠点」推進の一環として活用することが可能です。

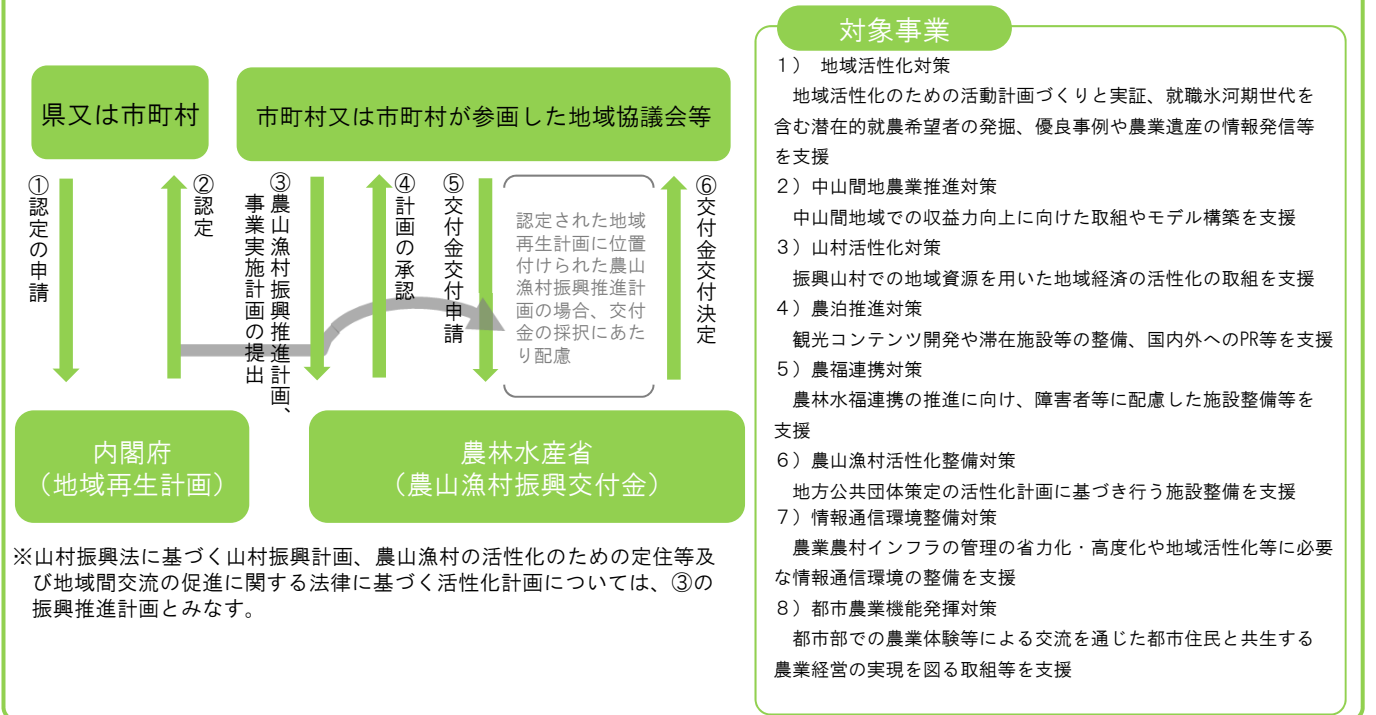
特定地域づくり事業協同組合制度

- 地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し事業者に派遣することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を維持し、地域の担い手を確保します。



農山漁村振興交付金【農林水産省】

- 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

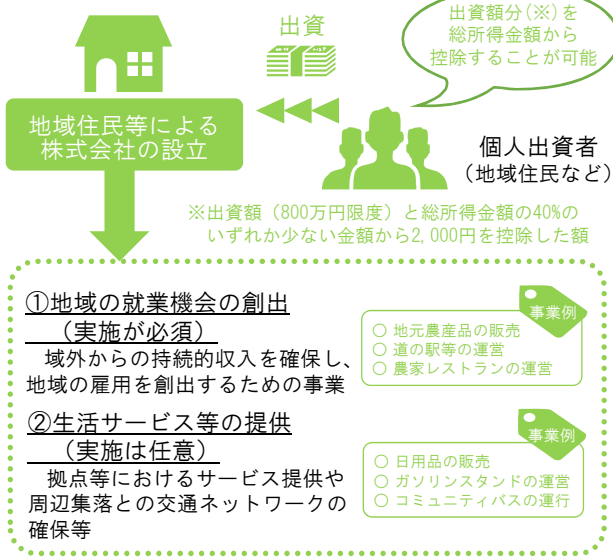


「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業【国土交通省】

- 地域住民への様々な公益サービス機能等を維持確保するため、既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費のほか、再編・集約に伴う廃止施設の除却費等について支援が受けられます。

「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）

- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられます。



長野県豊丘村の事例

- 村や地域住民等が出資して「株式会社豊かな丘」を平成29年12月に設立。株式会社が運営する道の駅を核とした小さな拠点を形成し、新たな雇用を創出（約50人を雇用）するとともに、農業従事者の販路を拡大し、所得の向上を目指す。
- 平成30年3月、地域住民等から600万円の出資を募り、小さな拠点税制を活用（全国初）。

株式会社豊かな丘

- ◆ 設立：平成29年12月
- ◆ 資本金：900万円（設立時は300万円）

主な事業

- 道の駅の管理運営
- 農畜産物等の地域特産物の販売
- 道の駅に併設したスペースを地元スーパー等に賃貸 等

税制特例のイメージ

（※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定）

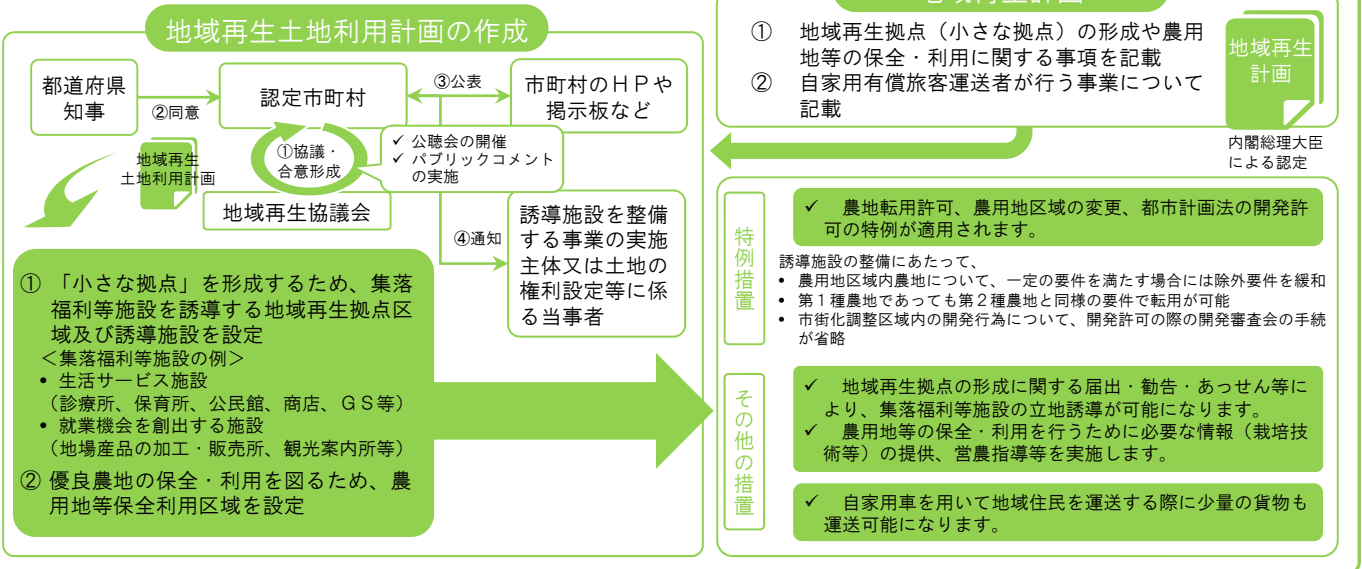
- <ケース1> 収入300万円の個人が5万円出資
⇒ 所得税：約 2,400 円の減税
- <ケース2> 収入500万円の個人が10万円出資
⇒ 所得税：約 1 万円の減税

このほか、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能です。

● 許認可等に係る特例措置

地域再生土地利用計画の作成による特例措置

- 「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得ることで、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、都市計画法の特例を活用することができます。



地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例措置

- 農林水産業の6次産業化に資する施設を整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について、内閣総理大臣の認定を受けた市町村が地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可等の特例措置を講じます。

農地法・農振法の特例措置

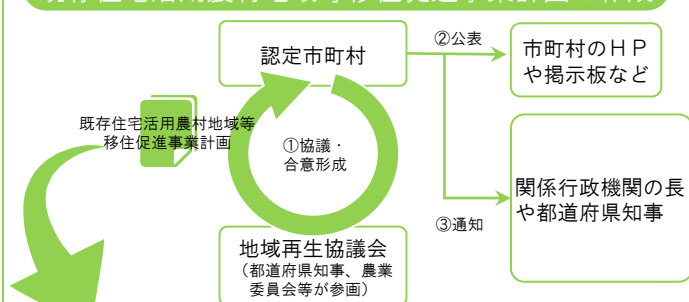
- 農用区域内農地について、一定の要件を満たす場合には除外要件を緩和
- 第1種農地であっても第2種農地と同様の要件で転用が可能

「農地付き空き家」等を活用した農村地域等への移住の促進

既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成による特例措置

- 空き家バンク等を活用して、空き家と農地をセットにした「農地付き空き家」等の情報提供・取得の円滑化により農村地域等への移住を促進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村（認定市町村）が**既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画**を作成することで、農地法の特例や都市計画法上の配慮を受けることができます。

既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成



- ① 「農地付き空き家」等の取得の円滑化により地方移住を促進するため、農村地域等移住促進区域を設定
- ② 農業委員会の同意を得て、農村地域等移住促進区域の中で、移住者が空き家に付随する農地等を取得する際の下限面積を引き下げることのできる一定のエリア（特定区域）とその下限面積（基準面積）を設定

地域再生計画

- 既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する事項を記載

地域再生計画
内閣総理大臣による認定

特例措置

- ✓ 移住者が取得できる農地の下限面積（原則50a）について、農地法の特例が適用されます。
- 移住者が特定区域内において空き家に付随する農地等を取得する際に、農業委員会の公示によらずに、計画に記載された基準面積を適用することで取得可能な農地の下限面積を引き下げ（例えば1a程度に設定）

その他の措置

- ✓ 市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等に係る都市計画法の許可について、既存集落の維持等の観点から都道府県知事が配慮することにより、移住者による空き家の取得が円滑化されます。

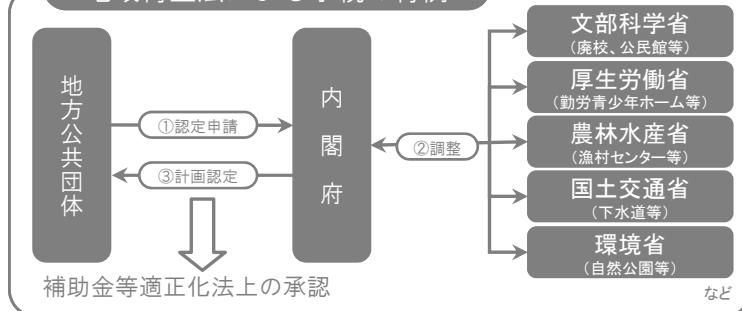
コラム② 補助対象施設の有効活用

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産等を、各省各庁の長の承認を受けずに転用してはならないとされていますが、地域再生計画の認定を受けたことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱われ、転用が認められます。

補助金等適正化法上の手続



地域再生法による手続の特例



地域再生法による手続の特例活用のメリット

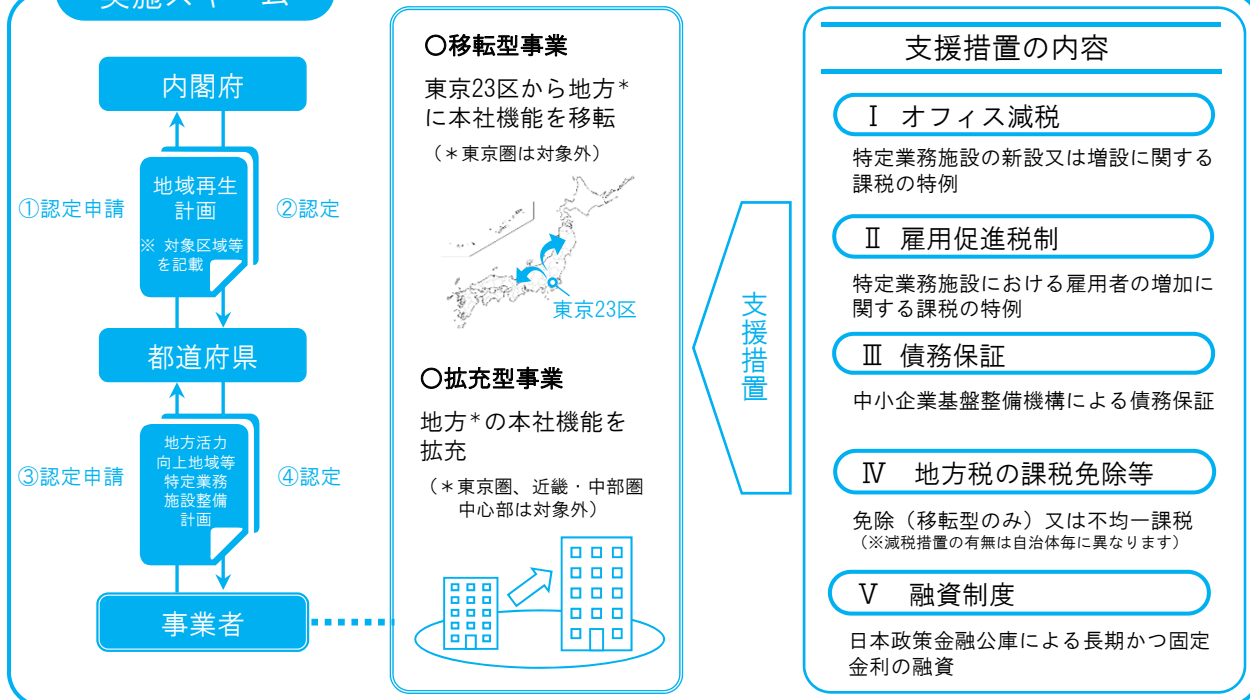
- 内閣府がワンストップ窓口となることで、地方公共団体の手続に係る負担を軽減できます。
- 法律上3ヶ月以内で計画認定に関する処分を行うこととされているため、手続処理の迅速化が図れます。
- 公共施設を転用する事業を実施する場合は、地域再生計画に基づきリニューアル債の支援措置を併せて活用することで、より高い効果を見込むことができます。

地域産業の振興を支援します

本社機能の移転・拡充を地方で行う事業者に対する特例

本社機能の地方移転や地方において拡充を行う事業者に対して、課税の特例等の支援措置を講ずるものです。適用に当たっては、都道府県から、整備計画の認定を受ける必要があります。

実施スキーム



支援対象となる本社機能

以下に掲げる施設(特定業務施設)のいずれかに該当するものです。業種に制限はありません。

事務所	全社的な業務又は複数の事業所に対する業務を行うもの ※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門が該当
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

主な支援措置の内容

移転型事業の場合は、拡充型事業よりも支援措置を深掘り

I オフィス減税

特定業務施設の新設・増設に際して取得した建物等の価額に応じて、法人税等の税額控除又は特別償却を受けることができます。

	税額控除	特別償却
移転型事業	取得価額の7%	取得価額の25%
拡充型事業	取得価額の4%	取得価額の15%

II 雇用促進税制

特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等の増加数に応じて、法人税等の税額控除を受けることができます。



移転型事業：1人当たり最大90万円の税額控除(初年度*)
拡充型事業：1人当たり最大30万円の税額控除

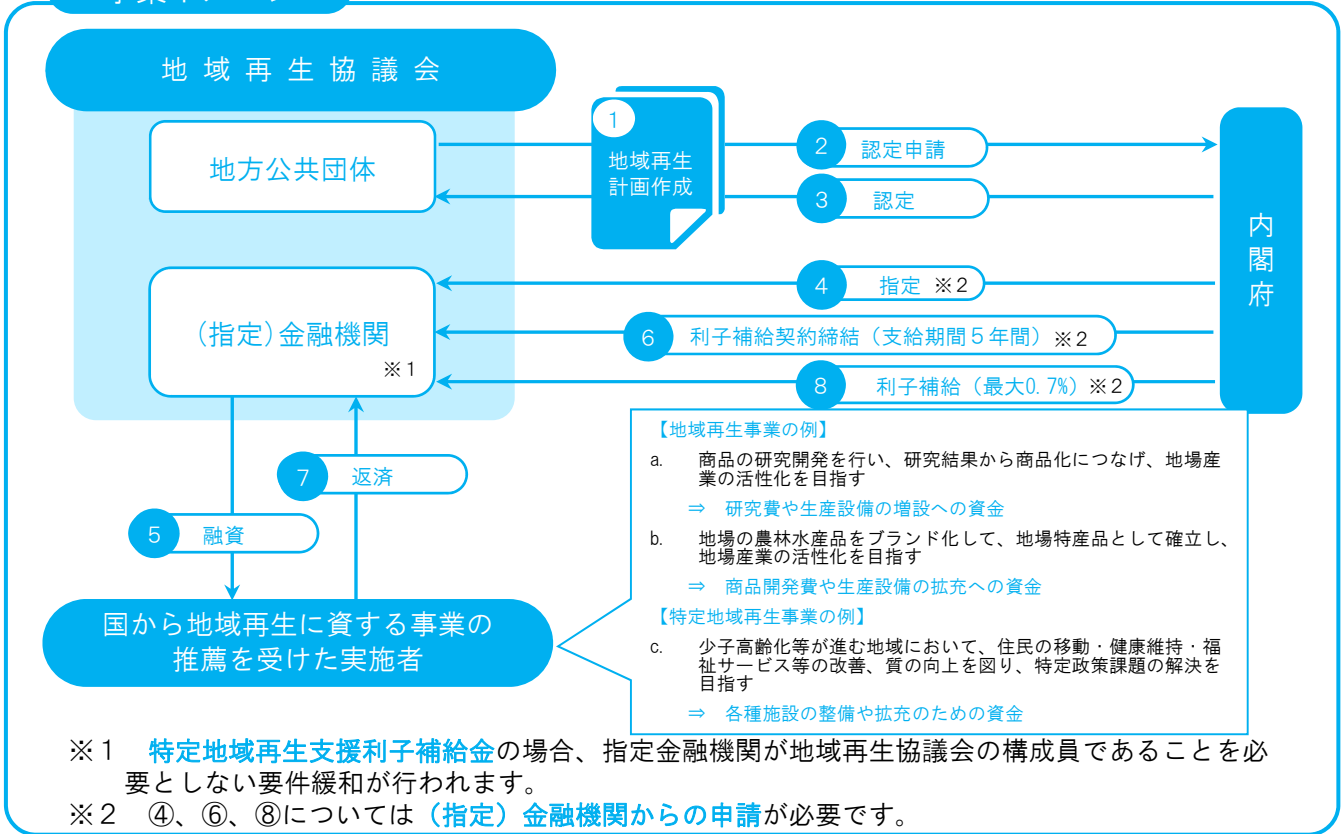
(*移転型事業の場合のみ、3年間で1人当たり最大170万円の税額控除を受けることができます。)

※I・IIとも、控除額の上限は、法人税額等の20%です。
※税制を受けるためには、それぞれ要件を満たす必要があります。

地域再生支援利子補給金

地域再生支援利子補給金とは、地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

事業イメージ



コラム③

職員の派遣

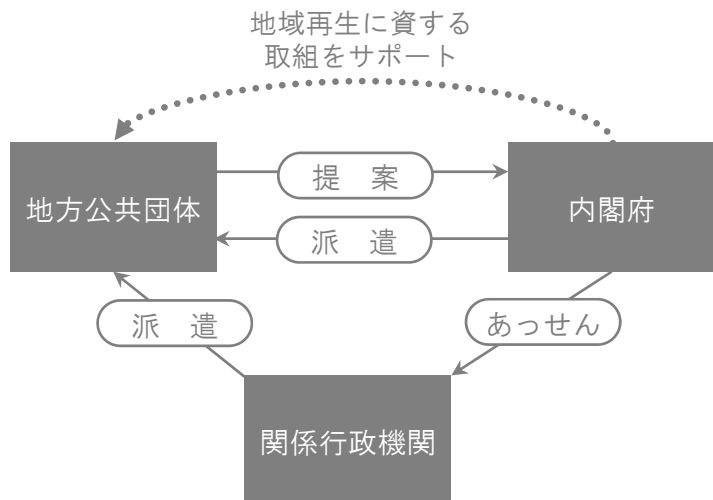
地方公共団体が地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府の予算を活用して内閣府職員の派遣や、関係行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができます。

要請内容

- 地域再生計画の作成・変更
- 地域再生を図るために行う事業の実施準備・実施



- 地域再生計画によって実施しようとする事業の概要
- 地域再生を図るために行う事業の構想



地域の賑わい創出を支援します

地域再生エリマネジメント負担金制度

地域再生の推進に当たっては、民間が主体となった、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリマネジメント活動（エリマネ活動）の取組が重要です。地域再生エリマネジメント負担金制度とは、こうした地域再生に資するエリマネ活動に要する費用を、その受益の限度内において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、エリマネジメント団体（エリマネ団体）に交付する官民連携の制度です。

地域再生エリマネジメント負担金制度の活用フロー

① 地域再生計画の認定申請

市町村は、エリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、受益者（事業者）※から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金を交付する事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定申請（※受益者（事業者）は、小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等を想定）

② 地域再生計画の認定

内閣総理大臣は、地域再生の実現に相当程度寄与する等の基準に適合すると認めるときは、当該計画を認定

③ 地域来訪者等利便増進活動計画（活動計画）の認定申請

エリマネ団体は、受益者の3分の2以上の同意を得て、エリマネ活動に関する計画（活動計画）を作成し、市町村に申請

④ 活動計画の認定

市町村は、申請された活動計画について、公告縦覧手続等を行った後、地域再生計画に適合する等の要件を満たしていると認められる場合には当該計画を認定（※認定の際議会の議決を経なければならない。）

⑤ 負担金条例の制定

市町村は、活動計画に基づきエリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、負担金に係る条例を制定

⑥ 負担金の徴収

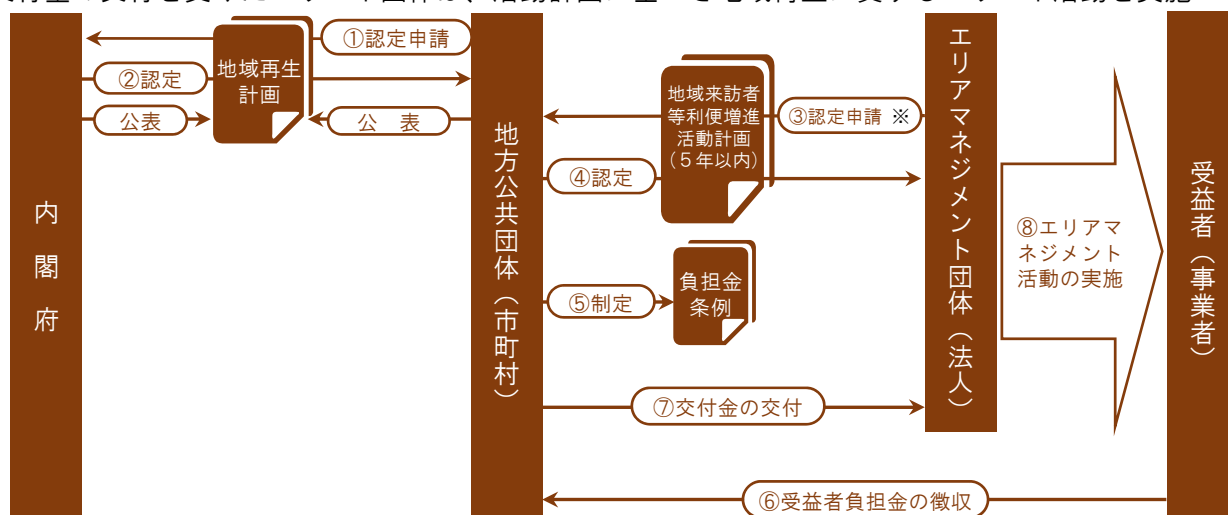
条例に基づき、市町村は、活動計画の期間（5年以内）に限り当該活動により受けると見込まれる利益の限度において受益者から負担金を徴収

⑦ 交付金の交付

市町村は、徴収した負担金を財源の全部又は一部とする交付金を、エリマネ団体に交付

⑧ エリマネ活動の実施

交付金の交付を受けたエリマネ団体は、活動計画に基づき地域再生に資するエリマネ活動を実施



※ エリマネ団体は、認定の申請に当たっては、受益者の3分の2以上の同意を得る必要があります。

具体的な支援内容

① エリマネ活動に係る受益者負担金制度の活用

⇒ エリマネ団体の財源を確保し、来訪者等の増加による事業者の事業機会の拡大や収益性を向上

② 都市公園の占用許可の特例（※事前の公園管理者の同意が必要）

⇒ 都市公園の占用許可手続を簡素化し、民間地域づくり活動を促進

商店街活性化促進事業計画に基づく措置

商店街活性化促進事業とは

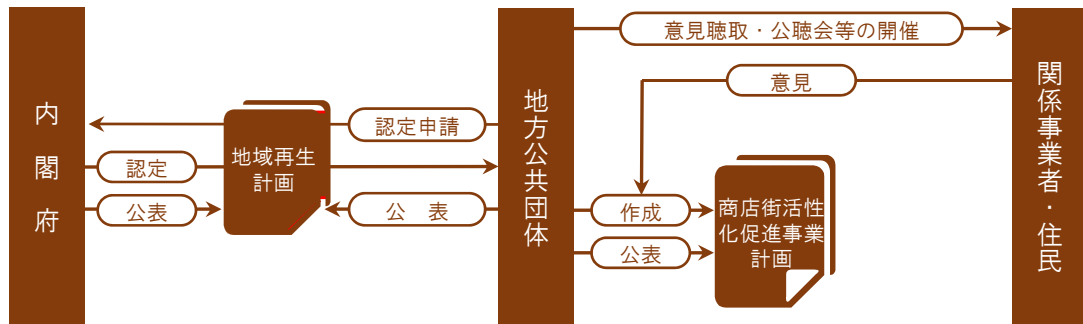
商店街活性化促進事業とは、地域住民の日常生活を支え、地域の経済・社会にとって重要な存在である商店街について、市町村が中心となって、地域一丸で商店街の活性化と地域経済の再生を目指す事業です。

「商店街活性化促進事業計画」の作成フロー

「商店街活性化促進事業計画」作成に至る過程は、大きく分けて以下の①～②の流れになります。

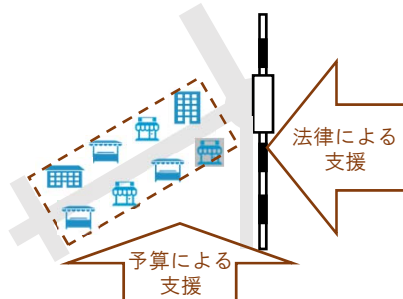
- ① 自ら主導して商店街の活性化に取り組む意欲のある市町村が、「地域再生計画」に「商店街活性化促進事業」について記載し、内閣総理大臣の認定を申請
- ② 同市町村は、「商店街活性化促進事業」の実施のため、対象とする商店街の範囲やその目指すべき方向性等を定めた「商店街活性化促進事業計画」を作成・公表

※ 「商店街活性化促進事業計画」の作成にあたっては、あらかじめ、関係事業者の意見を聴くとともに、住民の意見を反映させるために公聴会等の開催が必要です。



具体的な支援内容

商店街活性化促進区域



○関係省庁による重点支援

地方創生推進交付金をはじめとした、関係省庁の予算により重点的に支援します。

○商店街振興組合の設立要件の緩和

設立に必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和します。組合を設立して法人格を取得することにより、対外的な信用が増し、資金調達が容易になる等のメリットがあります。

○信用保険の特例（資金調達支援）

計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達に関し、信用保険の特例を措置し、円滑な借入れを支援します。

○空き店舗等の利活用の促進

市町村は、利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、以下の手順で働きかけができるようになります。

- ① 相当の期間を定め、計画に即した利活用を要請
- ② 期間が経過した後も①の内容を行っておらず、そのことに正当な理由がない場合は①の内容を措置することを勧告

※居住実態がないことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

PFⅠ推進機構による公的不動産活用のコンサルティング支援

「地域再生計画」に、民間資金等の活用に公共施設等の有効活用を図る事業を記載し、内閣総理大臣の認定を受けた市町村は、PFⅠ推進機構（株式会社民間資金等活用事業推進機構）へ公的不動産の有効活用に関するコンサルティング支援（助言、専門家派遣）を依頼することができます。



多世代型のまちの形成を支援します

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

生涯活躍のまち

「生涯活躍のまち」とは、中高年齢者を含む多様な人材の活躍を推進するため、「交流・居場所」「活躍・しごと」「住まい」「健康」「人の流れづくり」の機能を確保することを通じて、年齢や障害の有無等を問わず、誰もが居場所と役割を持つ地域コミュニティづくりを目指すものです。

「生涯活躍のまち形成事業計画」の作成フロー

- ① 地域の関係事業者等と協力し、地域の強みや特性を活かした**基本構想**を地方公共団体が独自に策定
- ② 同構想の内容を踏まえ、「**地域再生計画**」を作成し、内閣総理大臣への認定申請
- ③ 認定を受けた地域再生計画に記載されている「生涯活躍のまち形成事業」の実施に関する計画である「**生涯活躍のまち形成事業計画**」を作成・公表



「生涯活躍のまち形成事業計画」の記載事項

特例措置

- ① 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進のための施策
【労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項】

厚労大臣の同意
公表

- ① 職業安定法の特例
【厚労大臣の許可・届出不要】

- ② 高齢者に適した住宅の整備のための施策
【有料老人ホームの設置者に関する事項】

公表

- ② 老人福祉法の特例
【知事への事前届出不要】

- ③ 介護サービスの提供体制の確保のための施策
【介護サービス提供事業者に関する事項】

知事の同意
公表

- ③ 介護保険法の特例
【介護事業者の指定があったとみなす】

- ④ 移住希望者の来訪・滞在の促進のための施策
【お試し居住を行う事業者に関する事項】

知事の同意
公表

- ④ 旅館業法の特例
【旅館業の許可があったとみなす】

サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定（国土交通省、厚生労働省）

生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、生涯活躍のまち形成地域の区域内の**サービス付き高齢者向け住宅の入居者要件**を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者としてします。

国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準

- ① 認定市町村の区域内の60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して定めること。
- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行ってはならない）。

● 支援に関わる必要な手続き

- ① 生涯活躍のまち形成事業計画において、**入居者要件を記載**することが必要です。
- ② 指定都市・中核市以外の市町村においては、協議会の場等において、認定市町村と都道府県とで、入居者要件のほか、実際の入居者の当該要件への適合性に係る**指導監督の方法**についても、協議を行う必要があります。

（参考）現行規定による入居対象者

- 60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者
- 上記の者と同居する配偶者等

地域住宅団地再生事業に基づく特例等

地域住宅団地再生事業とは

地域住宅団地再生事業とは、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、市町村が中心となって、多様な主体と連携して地域一丸で、高齢者や女性を含めた多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を目指す事業です。

多様な建物用途の導入

地域交通の利便性向上

介護サービス等の充実

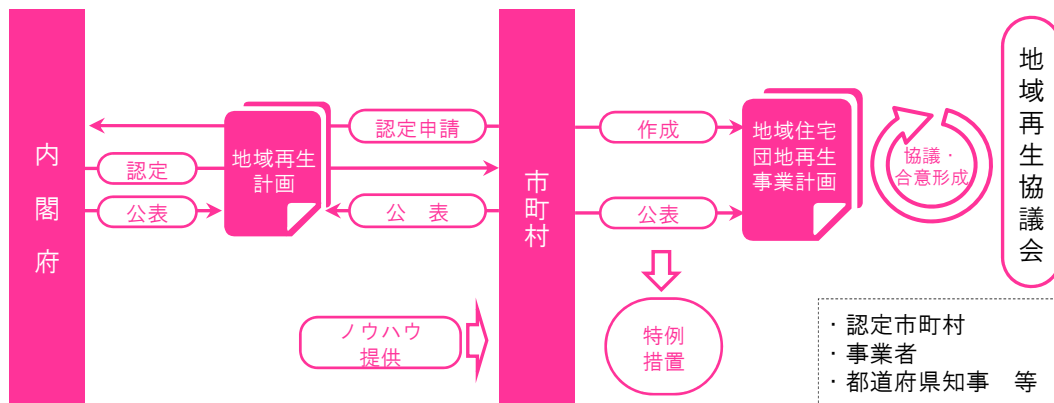
まちづくりの専門的知見の活用



「地域住宅団地再生事業計画」の作成フロー

「地域住宅団地再生事業計画」作成に至る過程は、大きく分けて以下の①～②の流れになります。

- ①「地域住宅団地再生事業計画」の基本的方向性を示す「地域再生計画」を市町村が作成し、内閣総理大臣への認定申請
 - ②認定を受けた地域再生計画に記載されている「地域住宅団地再生事業」の実施に関する計画である「地域住宅団地再生事業計画」を作成・公表
- ※地域住宅団地再生事業計画の作成には、地域再生協議会による協議が必要です。



計画の効果

- (1) 住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2) 関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディーに
- (3) 事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手续（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

具体の措置

- ①建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- ②団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- ③コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- ④有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- ⑤介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- ⑥UR（都市再生機構）による市町村へのノウハウ提供

地域再生を後押しする仕組み

地域再生協議会

地域再生を推進するに当たっては、地方公共団体の他、地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられています。



● 地域再生協議会の構成員

構成員

- ① 地方公共団体
- ② 地域再生推進法人
- ③ 地域再生計画の事業を実施する者

その他、構成員として追加できる者

- ① 地域再生計画に密接な関係を有する者
- ② その他地方公共団体が必要と認める者

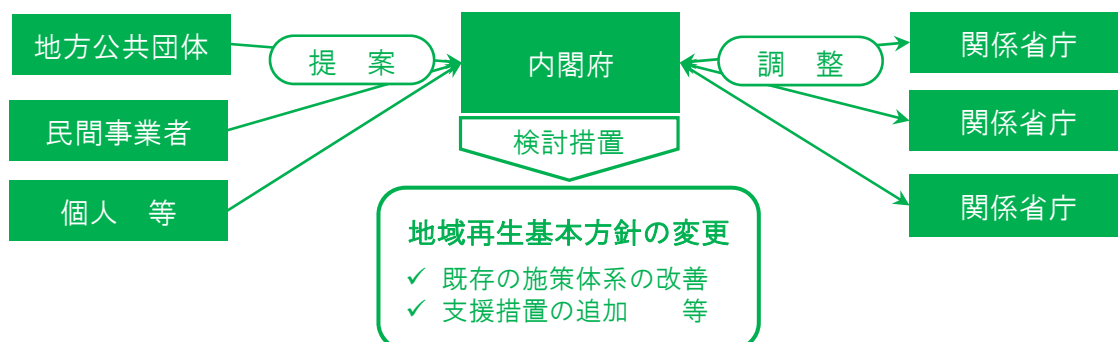
※ このほか、地域再生土地利用計画等の作成に当たっては、都道府県知事等を構成員として加える必要があります。

● 地域再生協議会の組織に当たっての留意事項

- ① 地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができます。
- ② 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会を組織したときは、地域再生計画に記載する事項について協議会で協議をする必要があります。また、地域再生協議会での協議の概要は、地域再生計画の認定申請の際に添付することとなります。

新たな措置の提案

内閣府では、地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置等地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置について、地方公共団体、民間事業者及び個人等からの提案を募集しています。提案は原則として年1回受け付けており、また、地域再生計画の認定申請をしようとしている地方公共団体からは随時受け付けています。



地域再生推進法人

地域再生を推進するに当たっては、**地域住民に近い立場でのコーディネーター役**として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。

地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として**NPO等の非営利法人**又は**地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社**を地域再生推進法人として指定することができます。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- ① 地域再生事業の担い手として、公的位置付けが付与される。
- ② 地域再生計画に記載された事業に活用する土地の取得を行う際、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除される。
- ③ 地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することができる。

地域再生推進法人の指定フロー

- 営利を目的としない法人
- 地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

地方公共団体
②審査 (④監督)

①申請

③指定

地域再生推進法人

- a. 地域再生事業者への情報提供等
- b. 地域再生事業の実施・参加
- c. 地域再生事業のための土地取得等
- d. 地域再生の推進に関する調査研究
- e. 生涯活躍のまち形成事業計画の作成
又は変更の提案 等

① 地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとする非営利法人又は会社が、地方公共団体の長に指定の申請を行います。

② 地方公共団体の長による審査

申請法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか審査します。

指定基準

- A 非営利法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的としている法人か
- I 地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるか 等

③ 地方公共団体の長による指定

審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定します。指定に当たって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④ 地方公共団体の長による監督等

- a. 地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- b. 地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長は業務改善命令を出すことができます。
- c. 上記命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができます。

地域再生計画と連動する施策

支 援 策	関係省庁
1. まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金） 従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援するため、予算の範囲内で、交付金を交付する。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省
2. 地方創生応援税制（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例） 認定地域再生計画に記載されている、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対して、課税の特例措置を講ずる。	内閣府
3. 地域再生支援利子補給金 認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府
4. 特定地域再生支援利子補給金 認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府
5. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講ずることにより、対象事業の充実を図る。	内閣府
6. 特定地域再生事業に係る地方債の特例 施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講ずる。	内閣府 総務省
7. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例 地方において本社機能の強化を行う地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者等に対して、債務保証、融資制度、課税の特例及び減収補てんの特例措置を講ずる。	内閣府 総務省 厚生労働省 経済産業省
8. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例 認定市町村が、認定市町村の議会の議決及び公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画を認定したときは、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、都市公園の占用に関する特例措置を講ずる。（※併せて、地域再生計画及び地域来訪者等利便増進活動計画に、地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収し、これを地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、交付金として交付する措置の内容について記載する必要あり。）	内閣府 国土交通省
9. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された商店街活性化促進事業計画を作成したときは、商店街振興組合の設立要件の緩和、中小企業への資金調達面での支援等の特例措置を講ずる。	内閣府 経済産業省
10. 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置 市町村が、認定地域再生計画に記載された ①基幹集落に生活サービス機能を集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成に関する事項 ②農用地等の保全及び利用に関する事項 について、協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について農地転用許可、農用地区域の変更基準、開発許可等の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省
11. 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例 基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。	国土交通省
12. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続の簡素化の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省
13. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって建築物の建築等を許可することが可能となる等の特例措置を講ずる。	内閣府 厚生労働省 国土交通省
14. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、農業委員会の同意を得て公表したときは、一定の区域について農業委員会の公示によらずに、移住者が農地の権利を取得する場合における下限面積を引き下げることが可能となる等、手続の円滑化の特例措置を講ずる。	内閣府 農林水産省 国土交通省
15. 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例 農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省
16. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。	内閣府
17. 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例 地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域経済牽引事業促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府 経済産業省
18. 補助対象施設の有効活用 補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁
19. 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業 地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府
20. 中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携 地域経済の動向に基大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁

支 援 策	関係省庁
21. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省
22. ふるさと融資の限度額拡大 地方公共団体が（一財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省
23. 過疎地域持続的発展支援交付金 過疎地域の地域課題解決を図り持続的発展に資する取組として過疎市町村が実施するICT等技術活用事業や都道府県が行う人材育成事業等の過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業及び集落の継続的な維持・活性化を図るための過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、その経費の全部又は一部を交付する。	総務省
24. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省 国土交通省
25. 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業 質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者等であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
26. 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
27. 地域雇用活性化推進事業 雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、選定に当たって一定程度配慮する。	厚生労働省
28. 地域若者サポートステーション事業 若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）事業として、NPO等を活用し、全国において以下の支援を実施する。 ・職業的自立に向けての専門的相談支援 ・サポステの支援を受けて就職した者等に対する就労後の定着・ステップアップ支援 ・合宿を含む集中的な訓練	厚生労働省
29. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に限る。）に関連する寄附を行い、当該事業が実施される地方公共団体の区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対しても、一定額を助成する。	厚生労働省
30. 経営体育成総合支援事業 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援する。	農林水産省
31. 食料産業・6次産業化交付金（うち6次産業化の推進支援事業） 地域の創意工夫により、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、新商品開発や販路開拓等を支援する。	農林水産省
32. 地域食農連携プロジェクト推進事業 地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用され、新たな価値の創出を図るため、都道府県が地域の食と農に関する多様な関係者が参画したプラットフォームを形成し、地域の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出する取組を支援する。	農林水産省
33. イノベーション創出強化研究推進事業 我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくため、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、『「知」の集積と活用の場』による研究開発を重点的に推進する提案公募型研究事業。地域再生計画において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省
34. 農山漁村振興交付金 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定等に当たり配慮する。	農林水産省
35. 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成 地域の諸課題（社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など）の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。	国土交通省
36. 地域公共交通確保維持改善事業 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省
37. 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進するため、市町村・NPO等が行う既存施設を活用した生活機能等の再編・集約に係る事業について支援を行う。	国土交通省
38. 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型） 居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。	国土交通省
39. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。	国土交通省 厚生労働省
40. 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省

都道府県担当部局問合せ先一覧

令和3年5月1日時点

都道府県	担当部局	電話番号
北海道	総合政策部地域創生局地域政策課	011-206-6404
青森県	企画政策部企画調整課・地域活力振興課	017-722-1111
岩手県	ふるさと振興部地域振興室	019-629-5183
宮城県	企画部地域振興課	022-211-2425
秋田県	あきた未来創造部あきた未来戦略課	018-860-1232
山形県	みらい企画創造部ふるさと山形移住・定住推進課	023-630-3407
福島県	企画調整部地域づくり総室地域政策課	024-521-7119
茨城県	政策企画部計画推進課	029-301-2072
栃木県	総合政策部地域振興課	028-623-2239
群馬県	知事戦略部戦略企画課	027-226-2405
埼玉県	企画財政部行政・デジタル改革課 企画財政部地域政策課	048-830-2442 048-830-2771
千葉県	総合企画部政策企画課	043-223-2393
東京都	政策企画局計画部計画課 総務局行政部振興企画課	03-5388-2088 03-5388-2407
神奈川県	政策局自治振興部地域政策課	045-210-3275
新潟県	知事政策局地域政策課	025-280-5096
富山県	地方創生局ワンチームとやま推進室 地方創生・地域振興課	076-444-4069
石川県	企画振興部地域振興課	076-225-1335
福井県	地域戦略部未来戦略課 地域戦略部市町協働課	0776-20-0226 0776-20-0262
山梨県	リニア未来創造局二拠点居住推進課	055-223-1841
長野県	企画振興部地域振興課	026-235-7021
岐阜県	清流の国推進部清流の国づくり政策課	058-272-1840
静岡県	知事直轄組織政策推進局総合政策課 経営管理部地域振興局地域振興課	054-221-2184 054-221-2057
愛知県	政策企画局企画調整部地方創生課	052-954-6093
三重県	戦略企画部企画課	059-224-2025
滋賀県	総務部市町振興課	077-528-3230
京都府	政策企画部総合政策課	075-414-4341
大阪府	政策企画部広域調整室事業推進課	06-6943-8077
兵庫県	企画県民部地域創生局企画参事(地域振興担当)	078-341-7711
奈良県	県土マネジメント部地域デザイン推進局 まちづくり連携推進課県土利用政策室	0742-27-8484
和歌山県	企画部企画政策局企画総務課	073-441-2337
鳥取県	令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs推進課 令和新時代創造本部政策戦略監総合統括課	0857-26-7111
島根県	地域振興部しまね暮らし推進課	0852-22-6234
岡山県	総合政策局地方創生推進室	086-226-7086
広島県	地域政策局地域力創造課 総務局経営企画チーム	082-513-2614 082-513-2396
山口県	総合企画部市町課	083-933-2300
徳島県	政策創造部総合政策課 政策創造部地方創生局とくしまぐらし応援課	088-621-2125 088-621-2745
香川県	政策部地域活力推進課	087-832-3105
愛媛県	企画振興部政策企画局地域政策課	089-912-2217
高知県	中山間振興・交通部中山間地域対策課	088-823-9739
福岡県	企画・地域振興部広域地域振興課	092-643-3176
佐賀県	政策部政策チーム 地域交流部さが創生推進課	0952-25-7541 0952-25-7506
長崎県	企画部政策企画課 地域振興部地域づくり推進課	095-895-2034 095-895-2245
熊本県	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	096-333-2137
大分県	企画振興部おおいた創生推進課	097-506-2035
宮崎県	総合政策部中山間・地域政策課	0985-26-7035
鹿児島県	総合政策部総合政策課計画管理室	099-286-2324
沖縄県	企画部企画調整課 企画部地域・離島課	098-866-2026 098-866-2370



内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014東京都千代田区永田町1-11-39永田町合同庁舎6階

TEL 03-5510-2474 FAX 03-3591-1974

URL <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/>

令和3年7月版